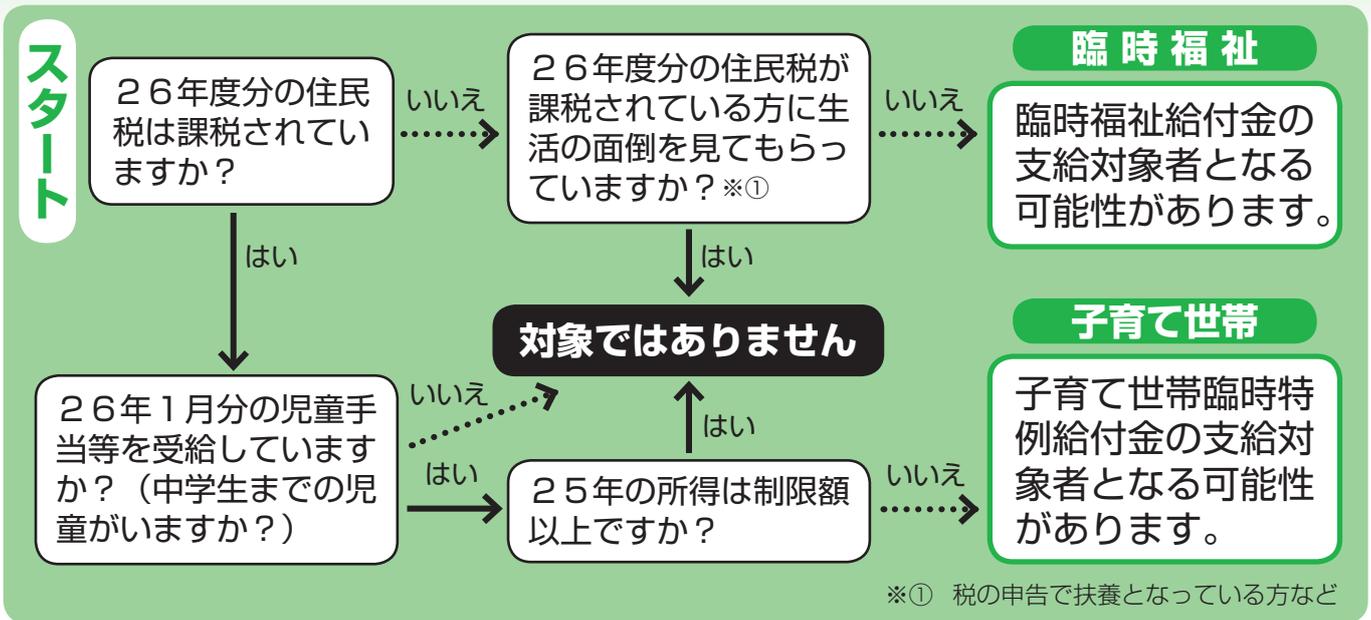


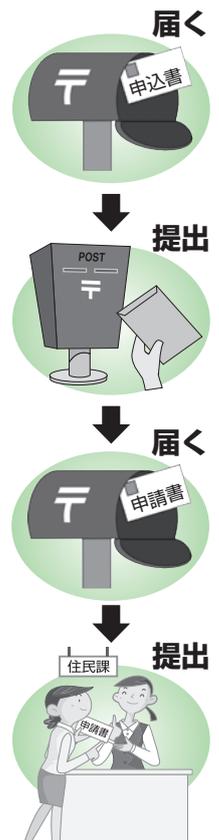
# 給付金をもらえる？ もらえない？

まずは対象診断チャートで対象になるかどうかチェックしてみましょう。



## 給付決定までの流れ

- 役場から6月中旬に申込書（課税状況等閲覧同意書）を送付します。
- 【申込書】に必要事項を記載の上、同封の返信用封筒で提出してください。  
**提出期限：平成26年9月30日(火)**  
※申込書を提出（同意）された方の課税状況等を調査し、給付の対象となるか**1次判定**します。  
**注意** 申込書を提出されない場合は給付の対象となりません。
- 役場から給付対象者へ【給付金申請書】が送付されます。
- 【給付金申請書】に必要事項を記載のうえ、住民課住民環境グループまたは両出張所まで提出してください。
- 2次判定**の結果、給付金が支給されます。  
※受領方法および給付日は、決定通知書で通知します。



**問い合わせ先：住民課住民環境グループ 電話55-2311 (内線 265・266)**

**「臨時福祉給付金」(簡素な給付措置)や「子育て世帯臨時特例給付金」の“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。**

給付の手続きが始まると、給付金の給付を装った「振り込め詐欺」「申請手続き代行詐欺」などの犯罪が発生することが予想されます。町が申請手続きの代行を委託したり、手続きにあたって手数料を振り込むよう依頼したりはしませんので十分にご注意ください。